

第七十一回 参議院内閣委員会議録 第二号

(三六六)

昭和四十八年二月二十二日(木曜日)
午前十時四十三分開会

委員の異動

一月二十七日

辞任

足鹿
山崎
覺君
昇君

一月二十一日

辞任

峯山
昭範君
実君補欠選任
前川
旦君
片岡
勝治君

正義君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

高田
浩運君黒柳
明君宮崎
正義君源田
浩運君内藤
喜三郎君中山
太郎君山本
茂一郎君上田
哲君長屋
茂君町村
金五君柳田
桃太郎君片岡
勝治君鈴木
力君前川
旦君水口
宏三君黒柳
明君宮崎
正義君中村
利次君岩間
正男君増原
恵吉君

政府委員

防衛庁長官官房
田代
一正君

防衛厅經理局長

小田村四郎君

防衛施設厅総務

河路

康君

事務局側
常任委員会専門

相原

桂次君

- 委員長(高田浩運君) 本日の会議に付した案件
 ○理事の辞任及び補欠選任の件
 ○國の防衛に関する調査
 (昭和四十八年度防衛厅関係予算に関する件)

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る一月二十七日、足鹿覺君、山崎昇君が委員を辞任され、その補欠として前川旦君、片岡勝治君が委員に選任されました。

また、一月三十一日、峯山昭範君、沢田実君が委員を辞任され、その補欠として黒柳明君、宮崎正義君が委員に選任されました。

○委員長(高田浩運君) 次に、水口宏三君、鈴木力君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(高田浩運君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じます。この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○委員長(高田浩運君) 御異議ないと認めます。
 それでは理事に、山本茂一郎君、上田哲君を指名いたします。

○委員長(高田浩運君) 次に、國の防衛に関する調査を議題といたします。

昭和四十八年度防衛厅関係予算について、防衛廳長官より説明を聽取いたします。増原防衛廳長官。

○國務大臣(増原恵吉君) 昨年十二月の田中内閣の改造で、引き続き防衛廳長官に再任をさせることになりました。まことに不肖でございますが、引き続きましてよろしくお願いを申し上げます。

本日は、昭和四十八年度防衛廳予算案につきまして、その概要を御説明いたします。

一まず、防衛本府について申し上げます。

(一) 昭和四十八年度の防衛本府の歳出予算額は、八千五百四十九億八百万円で、前年度の当初予算額に比べますと一千二百四十二億六千七百万円の増加となつております。

次に、新規の経費は、昭和四十八年度甲種警備整備費等で三百七十八億七千八百万元、国庫債務負担行為は、航空機購入、艦船建造、装備品等整備、研究開発等で二千四百六十五億一千五百万円を要求しております。

また、昭和四十八年度の自衛官の定数は、二十六万六千四十六人で、前年度の予算定員に比べますと、二千八十三人の増員となつております。

(二) 次に、防衛本府の予算案の内容について申し上げます。

昭和四十八年度は、第四次防衛力整備五カ年計画の第二年度として、着実に防衛力の整備を進めることとしております。

四十八年度予算において特に重点を置いた

事項は、次のとおりであります。

第一に、從来に引き続き隊員の待遇改善のための諸施策を強化することとし、このため、隊舎の新設、建て替え、食堂、体育館、プール等の整備及び隊員の營舎内生活環境の改善を一段と推進するほか、航海手当の増額、退職予定隊員に対する諸施策の充実等をはかることとしております。

第二に、防衛力を広く国民的基盤に立脚したものとするため、災害派遣その他の民生協力活動を積極的に実施し得るよう施設器材の充実、救難航空機の調達等を行なうこととしております。なお、施設器材については、施設部隊の器材の充実に加えて、新たに普通科連隊の装備にも施設器材を導入することとしております。

第三は、航空安全対策の推進であり、四十七年度に引き続いて、航空管制のためのGC A、タコン、ラブコン等管制器材を整備するほか、飛行点検機の調達を行なうこととしております。

第四は、衛生施策の推進であり、特に自衛隊における医官の不足を解消するため防衛医科大学校を設置し、四十九年度から開校し得るよう所要の経費と定員を要求いたしております。

第五に、陸上部隊装備、艦船、航空機等の主要装備については、四次防の整備目標に従い所要の整備を行なうこととしたしております。

(三) 以下機関別に内容を申し上げます。

1 陸上自衛隊の歳出予算額は、三千七百三十三億三千百万円、国庫債務負担行為は、四百二十六億円となつております。

その主要な内容について申し上げますと、まず、陸上部隊装備として、從来に引

き統戦車、小銃等を調達するほか、新規装備品として、七三武装甲車、新牽引車を調達することとしております。

次に、航空機につきましては、多用途ヘリコプター十一機、輸送ヘリコプター四機、連絡偵察機一機、観測ヘリコプター十五機、練習ヘリコプター十五機、合わせて四十六機の購入を予定しております。

2 海上自衛隊の歳出予算額は、二千四十四億五千三百万円、国庫債務負担行為は六百四十三億九百万円、継続費は三百七八億七千八百万円であります。

その主要な内容について申し上げますと、まず、昭和四十八年度の自衛官の定数は、艦船、航空機の就役等に伴い、千百八十人を増員して四万一千三百八十八人となります。

また、艦船につきましては、護衛艦三千八百五十トン型一隻、千五百トン型一隻、潜水艦一隻、中型掃海艇二隻、小型掃海艇二隻、魚雷艇一隻、輸送艦二隻、支援船六隻、合わせて十六隻、一万一千八百四十三トンの建造を予定しております。

次に、航空機につきましては、対潜哨戒機八機、対潜飛行艇一機、救難飛行艇二機、初級操縦練習機三機、計器飛行練習機一機、対潜ヘリコプター六機、掃海ヘリコプター一機、救難ヘリコプター一機、初級操縦練習ヘリコプター一機、合わせて二十四機の購入を予定しております。

3 航空自衛隊の歳出予算額は、一千四百十億五百万円、国庫債務負担行為は、一千三百二十九億三千二百万円となつております。また、四千五百七十五人となります。

その主要な内容について申し上げますと、まず、昭和四十八年度の自衛官の定数は、沖縄配備のため八百九十九人を増員します。

を引き継ぐこととなるのに伴い、沖縄の航空部隊、ナイキ部隊、航空警戒管制部隊等を一元的に統括し得る指揮機能を現地に置くため、南西航空混成団を新設いたします。

次に、航空機の購入につきましては、戦闘機十四機、救難捜索機一機、飛行点検機一機、救難ヘリコプター一機、合わせて二十八機の購入を予定しております。

4 内部部局、統合幕僚会議及び付属機関の歳出予算額は、二百六十一億一千八百八十万円、国庫債務負担行為は、六十六億七千三百円となつております。

主要な内容は、四十九年度開校を目的とする防衛医科大学校の経費、各種装備品の研究開発費、その他各機関の維持運営に必要な経費であります。

以上のうち、自衛官の定数増、南西航空混成団の新設及び七三式装甲車の調達につきましては、昭和四十七年十月九日に閣議決定されました「文民統制強化のための措置について」に基づき、国防会議にはかりに決議されたものであります。

(1) 昭和四十八年度の防衛施設庁の歳出予算額は八百四億六百万円であります。これと前年度の当初予算額に比べますと百八億九千百五十万円の増加となつております。

次に、防衛施設庁の予算案の内容について申し上げます。

四十八年度予算の重点といたしまして、

最近の基地をめぐる諸般の情勢にかんがみ、周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に資するための諸施策の推進をはかることとし、また、駐留軍従業員の福利厚生、離職者対策等の充実をはかるための予算を計上しております。

(2) 以下各項別に内容を申し上げます。

1 調達労務管理事務費につきましては、

駐留軍従業員の雇用の特殊性にかんがみ、駐留軍要員健康保険組合臨時補助金及び駐留軍関係離職者等対策費補助金を増額する等、従業員対策費として三十六億五千万円を計上しております。

2 施設運営等関連諸費につきましては、総額六百八十五億三千四百万円で、前年度当初予算額に比べますと、九十二億三千七百万円の増加となつております。このうち、基地周辺対策事業につきましては、基地問題の実態に有効に対処し得るよう大幅な増加をはかり、三百七十四億六千六百万円を計上いたします。

3 その他相互防衛援助協定交付金七千二百万円、一般行政事務に必要な防衛施設庁費八十一億五千万円を計上しております。

以上申し述べました防衛本庁、防衛施設庁予算に国防会議及び特定国有財産整備特別会計へ繰り入れを加えた昭和四十八年度防衛関係費は九千三百五十四億六千四百万円となり、前年度に對して一千三百五十二億五千五百万元の増加となります。

以上をもちまして、防衛本庁及び防衛施設庁の予算案の概要説明を終わります。

○委員長(高田浩選君) 引き続いて補足説明を聽取いたします。小田村經理局長。

○政府委員(小田村四郎君) それではお手元にお配りいたしております「昭和四十八年度予算の大要」という冊子に基づきまして、私から四十八年度予算の補足説明を申し上げます。

まず、第一ページをお聞き願いたいと存じます。第一ページは防衛関係費の規模について記載しております。第一ページをご覧ください。四十八年度予算の補足説明を申し上げます。

まず、第一ページをお聞き願いたいと存じます。第一ページは防衛関係費の規模について記載しております。第一ページをお聞き願いたいと存じます。

次に、防衛施設庁の予算案の内容について申し上げます。

四十八年度予算の重点といたしまして、

最近の基地をめぐる諸般の情勢にかんがみ、周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に資するための諸施策の推進をはかることとし、また、駐留軍従業員の福利厚生、離職者対策等の充実をはかるための予算を計上しております。

(3) 以下各項別に内容を申し上げます。

1 調達労務管理事務費につきましては、

一九・三%より若干下がっております。この(3)に大蔵本省とございます。約一億円でございますが、これは特定国有財産整備特別会計へ繰り入れいたしますものでございまして、具体的には、長崎県の大村駐屯地の射場を移設いたしますことによつて、不足財源を一般会計から繰り入れる経費でございます。

次に、この防衛関係費の国民総生産及び一般会計歳出に占める割合でございますが、これは4のところの(B)分の(A)及び(C)分の(A)に記載してござります。四十八年度の国民総生産の見込み、百九兆八千億円に対しまして割合は〇・八五%となつております。四十七年度の当初見込みの国民総生産九兆五千五百億円に対しまして防衛関係費の割合が八千億円に対しまして割合は〇・八五%となつております。四十七年度の当初見込みの国民総生産九兆五千五百億円に対しまして防衛関係費の割合が八千億円に対しまして割合は〇・八八%でございましたので、若干の低下をいたしております。なお、本年一月に決定されました昭和四十八年度の経済見通しに関連いたしました。

四十七年度の改定見通しでは、四十七年度の国民総生産は九十四兆三千億円と見込まれております。四十七年度の当初予算の比率は〇・八八%でございましたので、若干の低下をいたしております。なお、本年一月に決定されました昭和四十八年度の経済見通しに関連いたしました。

次に、この防衛関係費の国民総生産及び一般会計歳出に占める割合でございますが、これは4のところの(B)分の(A)及び(C)分の(A)に記載してござります。四十八年度の国民総生産の見込み、百九兆八千億円に対しまして割合は〇・八五%となつております。四十七年度の当初見込みの国民総生産九兆五千五百億円に対しまして防衛関係費の割合が八千億円に対しまして割合は〇・八五%でございます。

次に三ページに入らしていただきます。防衛本庁の歳出予算の機関別内訳がここに記載されてございます。ただいま防衛本庁長官から御説明申し上げたとおりでございますが、一番右に对前年度増加率というものが記載してございます。ごらんいたりますと、全体で防衛本庁計のところで一七%の増加、防衛関係費合計で一六・九%の増加でございますが、このうち伸び率のかなり大きいものがござりますが、このうち伸び率のかなり大きいものは航空自衛隊でございます。前年に比較いたしまさりますと、全体で防衛本庁計のところで一七%の増加、防衛関係費合計で一六・九%の増加でござりますが、このうち伸び率のかなり大きいものは航空自衛隊でございます。前年に比較いたしまさりますと、全体で防衛本庁計のところで一七%の増加、防衛関係費合計で一六・九%の増加でござりますが、この原因は、航空自衛隊の

保有しております戦闘機、偵察機、輸送機等が逐

次減耗してまいりますために、その更新としての各種の航空機の調達が必要になつておる関係があるわけでござります。それから伸び率の大きいものといたしまして、防衛研修所が六一・二%となつておりますが、これは防衛研修所の庁舎の建てかえをしたいということでおもな原因でござります。それから防衛医科大学校は四十九年度の開校を日程といたしまして、そのための準備をします施設等の経費を計上いたしましたために前年に対しまして四八〇%の増と、こういうことになつております。

なお、防衛本庁の各経費の割合でございますが、陸上自衛隊が四三・七%，それから海上自衛隊が二五・一%，航空自衛隊が二八・二%，それから技術研究本部が一・八%，その他の内部部局等が一・二%ということになつております。

次に、四ページに入らしていただきます。四ページは防衛本庁経費の科目別の内訳が記載してござります。防衛本庁、武器車両等購入費、航空機購入費等々が並んでおりますが、これは項の名稱でございます。防衛本庁と申しますのは、人件費、旅費、庁費等の調達費系統でござります。前年

度との対比におきまして比較的大きく伸びておりますのが、先ほど申し上げました航空機購入費でございまして、これは前年度に比べまして三百四十二億三千九百万円の増加、比率にいたしまして四

一%の増ということになつております。その原因は先ほど申し上げたような事情でござります。それからその二段下に施設整備費という項目がござりますが、これが五十八億八千八百万円の増加、比

率にいたしますと二五・七%の伸びとなつております。これも後ほど申し上げますように、隊舎、宿舎等の充実をはかるために力を入れた点でござります。

なお、人件費、それから被服費、糧食費、医療費、この四つの科目、防衛本庁の中の四つの科目を総称いたしまして人に伴う経費と私どもは称しております。それから後年度負担額につきましては、同様に十億二千六百万円の増ということになつております。

次に、八ページに継続費の内容が記載されております。継続費として予算に計上しておりますのは艦船でございます。四十八年度の予算におきます合計額は四千三百七十

五億七千五百万円になるわけでございます。防衛本庁予算案八千五百四十九億円に占める割合は五一・二%になるわけでございます。つまり防衛本

経費のうち約半分は人に伴う経費であるということになつておりますが、このうち人件費と

とを御承知おきいただきたいと思います。

それから全体の防衛本庁経費の増加額は、下にござりますように、千二百四十二億六千七百万円と

いうことになつておりますが、このうち人件費と

で、その他の経費の増加は二百三十八億円とい

うことになつております。

次の五ページは防衛施設庁でございますので、

後ほど防衛施設庁のほうから御説明申し上げま

す。

六ページをお聞きいただきたいと存じます。六

ページは国庫債務負担行為と継続費の内容につい

て記載してござります。上の欄に總額と後年度負

担額といふ欄がござりますが、たとえば陸上自衛

隊で申しますと、四十八年度の国庫債務負担行為

の総額は四百二十六億円でございます。このうち

の一部は四十八年度の予算の歳出に計上されまし

ます。すでに四十七年度以前から

の契約で四十九年度以降に負担になります一千八百

五十億八千万円と合計いたしますと、四千五百

百万円でございます。四十九年度以降に負担になります一千八百五十億五千五百円と合計いたしますと、四千五百

三十億四千八百万円になるわけでございます。

このうち、新規の後年度負担額一千六百七十八億

円を前年度に比較いたしますと、一番右にござい

ますように、百五十億三千三百万円の増といふこ

とになつております。約六%弱の増加でございま

す。

次に、一〇ページに入らしていただきます。

○ページは定員につきまして記載してございま

す。左が四十七年度末の予算定員、右が四十八年

度末予算定員でございまして、増減はまん中の欄

に書いてござります。一番下から三行目の防衛本

庁計といふところをごらんいただきますと、自衛

官として二千八十三人の増員を要求しておるわけ

でござります。このうち、海上自衛隊が千八百

四人、航空自衛隊八百九十九人でござりますが、

その内容は主として艦船及び航空機の充実に伴う

ものが海上自衛隊はほとんどでござります。それ

から航空自衛隊は沖縄配備に伴う増員でございま

す。

それから次に、自衛官でないわゆるシビリア

ンのほうの定員でございますが、合計いたしまし

て、防衛本庁でござりますが、三百二十人の増員

といふことになつております。外書きで三角をし

てございますのは、いわゆる行政改革に伴います

一律定員削減によるものでございまして、その数

が四百七十七人、差し引きいたしまして百五十七

人の減といふことに相なるわけでございまし

て、四十八年度にはベルギーを予定いたしており

ます。

次に、一一ページ以下に予算の具体的な内容に

つきまして内訳を記載してござります。先ほど概

要説明で長官から申し上げましたように、項目別

に書いてござりますが、まず第一に、隊員施策の

推進といふことを最重点として考えました。そ

うち、隊員の処遇改善と申しますのは、内容とい

ておきますが、これは四十五年度からの計画に基づく

ものでございまして、四十八年度の定員とい

て、四十九年度には准尉の定員増五百九十五人を予定いたしております。

これから准尉の定員増五百九十五人をお願いしてお

りますように、外務省への振りかえが一人含まれ

ておりますが、これは防衛駐在官でございまし

て、四十八年度にはベルギーを予定いたしており

ます。

次に、一一ページ以下に予算の具体的な内容に

つきまして内訳を記載してござります。先ほど概

要説明で長官から申し上げましたように、項目別

に書いてござりますが、まず第一に、隊員施策の

推進といふことを最重点として考えました。そ

うち、隊員の処遇改善と申しますのは、内容とい

ておきますが、これは四十五年度からの計画に基づく

ものでございまして、四十八年度の定員とい

て、四十九年度には准尉の定員増五百九十五人を予定いたしております。

これから准尉の定員増五百九十五人をお願いしてお

りますように、外務省への振りかえが一人含まれ

ておりますが、これは防衛駐在官でございまし

て、四十八年度にはベルギーを予定いたしており

ます。

次に、一〇ページに入らしていただきます。

○上田哲君 もう一へん言つてください。曹で

す。

○政府委員(小田村四郎君) 曹の定員増三千六十

五人を増員することによりまして、四十八年度の

曹の定員は十万八千七百二十六人、それから准尉

の定員は、五百九十五人を増員いたしまして二千

八百五十五人を相なります。

次に、諸手当の改善、これは寒冷地手当、航海

手当等の改善でござります。被服費の改善と申し

ますのは単価の引き上げ等でござります。帰郷広

報の拡充と申しますのは、隊員が遠隔地においてお

ります場合に、郷里に帰りまして募集広報を行なうと

いうものでござりますが、新たに四十八年度は、

沖縄の駐留隊員及び「ふじ」乗組員を対象とするようになつました。

次に、隊舎施設の改善でございますが、この中の重点は老朽隊舎の建てかえでございまして、四十七億八千二百万円を計上いたしております。現在でもまだ一段ベッドが自衛隊の隊舎で通常化しておりますので、これをできるだけ一段ベッドに向かうように推進してまいりたいと考えております。

次に、公務員宿舎の整備でございます。公務員宿舎の整備といたしましては、宿舎の建設、それから特別借り上げを含めまして五千百九十八戸、五十二億五千二百万円を計上いたしております。前年度に比べまして五〇%近く伸びになつたと思います。この宿舎が整備されると、四十八年度末の充足率は約七八%程度まで向上する見込みでございます。

次に、一二ページでございますが、隊員の生活環境の充実改善、これは営舎内の生活環境、すな

わち厚生備品等の充実、それから一部駐とん地に

おきます食堂雜役等を部外に委託する等の経費、

それから体育館、プール等を整備する経費、合計十六億六千三百万円でございます。

それから、退職予定隊員対策と申しますのは、

満期で除隊されます隊員の就職を円滑ならしめる

ために職業訓練等を行いますところの経費でござ

ります。三億九千万円を計上いたしております。

それから、次に、良質隊員の確保と防衛基礎の

拡充ということで、広報経費、募集経費をあげて

おりますが、予備自衛官と書いてございますの

は、予備自衛官の管理を充実したいということ

で、予備自衛官に採用されました初年度から訓練

招集を行ない、あるいは予備自衛官の管理を正確

にするための経費というものがこの中に含まれて

いるということでございます。

次に、衛生施策につきましては、防衛医科大学

校を四十九年度から開設したいということで、そ

の準備のための経費及び人員が計上されておるわ

けでございます。

一一ページに入らしていただきます。航空安全対策の推進でございますが、これは一昨年の航空事故以来、航空安全を充実したいということで、四十七億八千二百万円を計上いたしてあります。現在でもまだ一段ベッドが自衛隊の隊舎で通常化しておりますので、これをできるだけ一段ベッドに向かうように推進してまいりたいと考えております。

次に、民生協力機能の充実でございますが、救難航空機といったしまして、新規分六機、これは救難飛行艇二機と、ヘリコプター三機、それからMU2が一機、合計六機でございます。二十六億六千三百万円を見込んでおります。施設器材の整備につきましては、先ほど概要説明で申し上げましたように、施設部隊におきます施設器材の充実と、それから新たに普通科連隊に小型ドーザあるいはパケットローダ等を導入いたしましたための経費が計上されておるわけでございます。

それから海洋汚染、大気汚染等の防止でござ

りますが、海洋汚染防止につきましては、昨年成立いたしました海洋汚染防止法に基づきまして、艦

艇の航海中に生じます廃棄物の処理が義務づけられましたので、それに伴う所要の措置をいたして

おります。そのほかボイラの換装とかあるいは污水処理装置等、公害対策に意を払っている次第でございます。

次に、一四ページに入らしていただきます。二

一ページは地対空誘導弾及び弾薬について記載し

てございますが、ナイキ、ホークは、いずれも昭

和五十年度及び五十一年度に取得する予定のもの

を四十八年度から調達しておきたいということ

でございます。

それから最後に、一二ページに技術研究開発の

おもなものと記載してございます。新規の事項と

いたしましては、三つ目でございます近距離空対

艦誘導弾ASMというものがございますが、これは

四次防で予定されております新しい支援戦闘機F

ST2改に搭載するための誘導弾を四十八年度か

ら開発に着手いたしたいというものでございます。

雪上車は、現在の雪上車にかわるもののが開発

でございます。それから救助車は、従来米軍が供与しておりました重火砲を牽引いたしました

車引車が消耗してまいりましたので、それからわ

るものでございます。

次に、一六ページに艦船が書いてございます。

なものは、以上申し上げたようなものが四十八年度から新たに開発に着手するというものでござります。

以上、防衛本庁の予算につきまして概要の補足をさしていただきました。

○委員長(高田浩運君) 次に、防衛施設庁所管について補足説明を聽取いたします。河路総務部長。

それから一八ページに入らしていただきたいと存じます。一八ページは航空機でございますが、新規分といたしまして、陸上自衛隊はここにござりますように、主としてヘリコプターでございま

す。それから海上自衛隊は、対潜哨戒及び救難、

掃海等のための飛行機及びヘリコプターが中心で

ございます。航空自衛隊におきましては、一番下

の欄にございます戦闘機として、F4EJファン

トムを二十四機新規に調達したいと考えております。

これは先般国防会議で決定いたしました第四

次防衛力整備計画におきますファントム四十六機

のうちの一二十四機分でございます。

次に、二二ページに入らしていただきます。二

一ページは地対空誘導弾及び弾薬について記載し

てございますが、ナイキ、ホークは、いずれも昭

和五十年度及び五十一年度に取得する予定のもの

を四十八年度から調達しておきたいということ

でございます。

それから最後に、一二ページに技術研究開発の

おもものを記載してございます。新規の事項と

いたしましては、三つ目でございます近距離空対

艦誘導弾ASMというものがございますが、これは

四次防で予定されております新しい支援戦闘機F

ST2改に搭載するための誘導弾を四十八年度か

ら開発に着手いたしたいというものでございます。

雪上車は、現在の雪上車にかわるもののが開発

でございます。それから救助車は、従来米軍が

二つ下にございますが、これは潜水艦が沈没し

たような事故が起こった場合に、乗組員を救難す

るための救難艇の開発に着手いたしたいというも

のでございます。新規の事項といたしましておも

なものは、以上申し上げたようなものが四十八年度から新たに開発に着手するというものでござります。

○委員長(高田浩運君) 次に、防衛施設庁所管について補足説明を聽取いたします。河路総務部長。

○政府委員(河路康君) 私から防衛施設庁所管の予算要求の大要を御説明いたします。お手元に資料を配付してございますが、「昭和四十八年度予算要求の大要」の防衛施設庁関係でございます。

最初に、第一ページでございますが、昭和四十

八年度歳出予算要求總表でございますが、最初に

一般会計で、(項)防衛施設庁、これは防衛施設庁所

掌の一般行政事務の処理に要する経費でございます。

として、人件費、事務費等でございますが、四十八

年度の要求額は八十一億五千万円でございます。

前年度に比べますと一三・四%になってござい

ます。次に(項)調達労務管理事務費でございます。

が、これは駐留軍労務者の労務管理事務に要する

経費、それから労務者の地方公共団体委託費、駐

留軍労務者職業訓練委託費、特別給付金、健康保

険組合補助金等でございますが、これは周辺整備法に基づいて必要となる土地の購入費、借り上げ費、漁業補償等でございます。

四十八年度の要求額は六億五千万円でございます。

次に(項)施設運営等関連諸費でございますが、これは周辺整備法に基づいて、伸び率は一五・六%になつてございます。

次に(項)相互防衛協定交付金でございますが、これは相互

防衛援助協定に基づく交付金でございます。

在日米軍顧問團の経費でございます。

これは四十八年度要求は七千二百万円で、前年度より百万円減つてございます。

次に、特別会計でございますが、これは特定國

有財産整備特別会計でございまして、提供施設等

を移転してそのあと地を売却した処分費を財源と

して移設工事の費用に充てると、この特別会計でございます。これは四十八年度の要求額は百九億一千二百五十五円でございます。グラントハイツの住宅の移転並びに関東地区空軍施設の移転集約等に要する経費でございまして、四十八年度の要求額は百九億でございます。前年度に比較しますと、四十五億三千七百万円の増額で、伸び率といいますと、一七〇・九%になっております。一般会計、特別会計合計いたしまして、九百十三億一千八百万円で、七百五十五億一千七百万円でござります。

次に、第一ページに参りまして定員関係でござりますが、四十八年度の増員要求は、本庁、地方

局合わせまして三十名でございます。これは建設

工事並びに基地周辺対策事業の増加に伴いまして

三十名の増員要求をいたしてございますが、四十

八年度の第二次定員削減計画が五十二名きまつ

ておりますので、差し引き二十二名の減ということ

でございまして、四十七年度に比較しますと二十

二名減で、四十八年度定員は三千五百三名という

ことになります。

次に、基地対策経費、第三ページでございます

が、第一ページの総表のうちから特に基地対策経

費として再計したわけでございますが、一般会計

のうちで、一番は基地周辺整備等諸施策の推

進。これは防衛施設周辺の整備等に関する法律に

基づく諸施策に要する経費でございまして、事業

別に説明いたしますと、第一が障害防止事業、こ

れは周辺整備法の第三条第一項の行政措置に基づく諸施策で、たとえて申しますと、一般障害防止

の補助金、共同受信施設に対する補助金、騒音電

話に対する補助金等でござります。四十八年度の

要求額は七十一億六千百万円になつてございま

す。第二番目は騒音防止事業関係でござりますが、これは周辺整備法第三条の第二項の関係でござりますが、騒音防止補助金、これは学校とか病院とか保育所、それから四十八年度に新しく個人住宅に対する防音関係の補助もいたすことにして

おります。それからさらに義務教育関係の学校の

防音工事に対する維持費の補助も四十八年度から

実施することにいたしておりますわけでござります。四十八年度の要求額は百四十一億一千八百万円でござります。第三番目は道路改修事業でございますが、これは周辺整備法第三条第一項及び第四条に關係する行政措置の費用でございますが、道路改修事業の補助とか道路用地の買収費に対する補助等でございます。四十八年度の要求額は五十一億七千六百万円でござります。次に、四番目は民

生安定助成事業でございますが、これは周辺整備法第四条の行政措置に関するものでございまして、例といたしましては、有線放送に対する補助とか、ごみ処理施設の補助、水道施設の補助とか農業、漁業施設に対する補助、そのほか公民館、図書館、庁舎等の補助でございまして、四十八年度の要求額は七十三億六百万円でござります。第五番目は安全措置事業でございまして、これは整備法の第五条の関係でございますが、飛行場周辺の集団移転に要する経費、移転あと地の買収費等でござります。四十八年度の要求額は三十六億三千五百万円でござります。それから第六番目は施設周辺の補償、これは整備法第九条の関係でございまして、施設周辺の農林業の被害に対する補償とか漁業被害等に対する補償でござります。四十八年度の要求額は七千五百円でござります。以上、

基地周辺整備等諸施策の推進の合計は三百七十四億六千六百万円で、前年度に比較しますと一三三・一%であります。これは前年度の伸び率一九・六%に比較しますと大幅な伸び率になつてござります。

次に、第二番目は駐留軍施設の移転集約関係の経費でござりますが、これは山王ホテルの移転とか池子弾薬庫の移転に要する経費でございまして、要求額は八億三千七百万円でござります。こ

れは前年度に比較しますと二十八億五千四百万円の減額になつてござりますが、昨年度は、沖縄の那覇空港からP-3を移転するという関係の経費が三十八億円計上されておりましたので、今回は大幅に減額という形になつてござります。

次に、三番目は補償経費等の充実でござりますが、施設の借料関係でございますが、四十八年度の要求額は二百五十五億一千五百万円でござります。それから二番目は漁業補償関係。これは要求額十二億五千八百万円でございます。それから三番目は地方公共団体委託費で、これは取得事務地方公共

団体委託費とか補償事務地方公共団体委託費でございまして、要求額一億二千四百万円でございます。四番目はその他の補償。これは内訳といたしましては、買収とか新規提供とか中間補償、返還補償等の経費でございまして、要求額三十三億三千七百万円でござります。これは四十七年度に比較しますと十九億二千四百万円の減額という形になつてござりますが、これは昨年度、四十七年度は沖縄復帰関係がありまして、借料関係経費が三十五億ほど特別に計上されておりましたので、本年度、四十八年度は減額という形になつてござります。以上、合計いたしますと、三番目の補償経費等の充実は三百一億三千万円でございまして、伸び率といたしましては一四・一%でござります。

以上、施設関係の経費の合計は六百八十五億三千四百円の要求でございまして、前年度に対する伸び率は一一五・六%という状況になつてござります。

次に、四番目は基地従業員関係の対策経費といいます。これは特別給付金、職業訓練委託費、健康保険組合補助金、離職対策センター補助金等で十七億五千七百万円の要求をいたしております。これは四十七年度に比較しますと一三五・一%の伸び率になつてござります。

次に、第二番目は駐留軍施設の移転集約関係の経費でござりますが、これは第一ページで御説明いたしました駐留軍関係の移設関係の経費でございまして、再計いたしますと百九億一千二百万円で、四十七年度に比較しますと一一六・〇%の伸び率でござります。

次に特別会計、これは第一ページで御説明いたしました駐留軍関係の移設関係の経費でございまして、再計いたしますと百九億一千二百万円で、四十七年度に比較しますと一一六・〇%の伸び率として一七〇・九%でござります。

以上、基地対策経費の合計額は八百十二億三百万円で、伸び率は一二一・二%でござります。

第二条第一項の表中		国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案		国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案		国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。	
甲地	乙地	甲地	乙地	甲地	乙地	甲地	乙地
一九、八七〇円	九、九三〇円	一九、八七〇円	九、一〇〇円	一九、八七〇円	九、一〇〇円	一九、八七〇円	九、一〇〇円
三六、八〇〇円	二四、五三〇円	三六、八〇〇円	二四、五三〇円	三〇、八〇〇円	二〇、五三〇円	三〇、八〇〇円	二〇、五三〇円
三〇、八〇〇円	二〇、五三〇円	三〇、八〇〇円	二〇、五三〇円	三〇、八〇〇円	二〇、五三〇円	三〇、八〇〇円	二〇、五三〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定は、昭和四十七年八月三十一日から適用する。

2 この法律による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定に基づいて昭和四十七年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、この法律による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

厚生省設置法の一項を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号中「及び調査資料を頒布し、又は刊行する」を「調査資料その他の情報を作成し、及び提供する」に改め、同条第十九号を次のように改める。

十九 削除

第五条第三十四号の二を第三十四号の三とし、第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 調理師養成施設を指定し、並びに

調理師の免許に関して都道府県知事の行なう講習及び試験の基準を定めること。

第六条第二項を次のように改める。

2 大臣官房に統計情報部を、環境衛生局に水道環境部を置く。

第七条第三項中「及び援護局」及び「それぞれ」を削る。

第八条第一項第九号を次のように改める。

九 所管行政に係る国際協力に関する事務に関すること。

第八条第一項第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三 人口動態統計その他所管行政に必要な統計を作成し、及び提供し、並びにその作成に必要な調査を行なうこと。

十四 所管行政に関する一般的な資料その他の情報の収集、整理及び分析を行ない、その結果を提供すること。

第八条第二項中「統計調査部」を「統計情報部」に改める。

第九条第二項中「統計調査部」を「統計情報部」に改める。

第九条第二項中「二を第九号の三」とし、第九号の次に次の二号を加える。

九の二 調理師法（昭和三十三年法律第二百四十七号）を施行すること。

第九条の二に次の二項を加える。

2 水道環境部は、前項第六号、第七号及び第十一

号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

第十一条第七号の二を削る。

第二十一条第五項中「助産婦及び衛生検査技師」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十二条第五項中「理学療法士及び作業療法士」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十六条の二に次の二項を加える。

4 国立ろうあ者更生指導所に、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の福祉のための事業に従事する者の養成施設を附置することができる。養成施設に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

（栄養改善法の一部改正）

第四条 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十四条 栄養改善法（昭和二十八年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条 麻薬取締法（昭和二十八年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の六第九項及び第五十八条の十四第二項中「精神衛生審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法（昭和二十四年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第五号中「生産部」を「海洋漁業部」に、同条第七号中「及び開発促進」及び「（調査研究部の）所掌に属することを除く。」を削る。

第七十八条（見出しを含む。）中「生産部」を「海洋漁業部」に改め、同条第一号及び第一号中「遠洋漁業」の下に「及び沖合漁業」を加え、同

条第七号中「（調査研究部の）所掌に属することを除く。」を削る。

第七十七条第五号中「中央精神衛生審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第三条 結核予防法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次及び第三章の章名中「精神衛生審議会」を「結核診査協議会」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第三条 結核予防法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「結核予防審議会及び結核診査協議会」を「結核診査協議会」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第三条 結核予防法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「結核予防審議会」を「結核診査協議会」に改める。

（第七章 結核予防審議会及び結核診査協議会）

第三十九条第二項中「結核予防審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

（第七章 結核診査協議会）

第四十条から第四十七条までを次のように改める。

（第七章 結核診査協議会）

第四十四条から第四十七条までを削除する。

（第七章 結核診査協議会）

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）
の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「二人」を「一人」に改め
る。

第十一条を次のように改める。

（地方支分部局）

第十一條 本省に次の地方支分部局を置く。

地方建設局

筑波研究学園都市營繕建設本部

第十一條の次に次の節名を附す。

第一節 地方建設局

第十一條中「左に掲げる事務」を「次に掲げる事務（筑波研究学園都市營繕建設本部の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第四章に次の二節を加える。

第二節 筑波研究学園都市營繕建設本部
(所掌事務)

第十五条の二 筑波研究学園都市營繕建設本部（以下「建設本部」という。）は、本省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 研究学園地区（筑波研究学園都市建設法（昭和四十五年法律第七十三号）第二条第三項に規定する研究学園地区をいう。以下同じ）内に移転し、又は新設する国家機関の建築物の營繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得を行なうこと並びに関係国家機関に対してこれらの事務に関して必要な報告又は資料の提出を求めてること。

二 委託に基づき、前号に掲げる營繕工事の施行に伴い必要を生じた工事（これに関する調査を含む。）及び同号に掲げる營繕工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事（これに関する調査を含む。）を行なうこと。（位置、内部組織及び事務所）

第十五条の三 建設本部は、東京都に置く。
建設本部の内部組織は、建設省令で定める。

3 建設大臣は、建設本部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に建設本部の事務所を設置することができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、建設省令で定める。

第二十二条 建設本部は、筑波研究学園都市建設法第二条第四項に規定する研究学園地区建設計画に基づく事業の実施に関する状況を勘案して政令で定める日まで置かれるものとする。

附 則

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

二月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

二、文部省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「經濟局」を「アジア局及び經濟局」に、「一人」を「各一人」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

外務省設置法の一部を改正する法律案

一、外務省設置法の一部を改正する法律

二、文部省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「經濟局」を「アジア局及び經濟局」に、「一人」を「各一人」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五局」を「六局」に、「大學學術局」を「大學學術國際局」に改め、同条第二項中

「管理局」を「學術國際局にユネスコ國際部を、管理局」に改める。

第七条第十一号の三及び第十一号の四を削る。

第九条（見出しを含む。）中「大學 學術局」を「大學局」に改め、同条第二号中「を除く」を「並びに次条第一項第二号に定める研究所及び機関を除く」に、「行う」を「行なう」に改め、「並びに研究者の養成」を削り、同条第九号を次のように改める。

三号中「並びに學術」を削り、同条第七号中「行う」を「行なう」に改め、「並びに研究者の養成」を削り、同条第九号を次のように改める。

九 国費による在外研究員及び内地研究員の選考に關すること。

第九条第十号から第十七号までを削り、同条第十八号中「並びに學術」及び「研究者」を削り、同号を同条第十号とし、同条の次に次の二条を加える。

二条第十号から第十七号までを削り、同条第十八号中「並びに學術」及び「研究者」を削り、同号を同条第十号とし、同条の次に次の二条を加える。

（學術國際局の事務）

第九条の二 學術國際局においては、次の事務をつかさどる。

一 学術の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

二 国立大学附置の研究所及び国立大学共同利用機関に關し、予算案の準備その他他の他部局に屬しない事務を行なうこと。

三 国立教育研究所、緯度觀測所、統計數理研究所、國立遺伝學研究所及び日本本學士院に關し、予算案の準備その他他の他部局に屬しない事務を行なうこと。

四 研究者の養成に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

五 日本學術會議その他の學術團体との連絡に關すること。

六 研究機関及び研究者に対する學術の振興のための補助に關すること。

七 研究事業に關する目録を作成し、及び利用に供すること。

八 學術に關する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に對し、これら的情報を提供する等の便宜を与えること。

九 大学、高等専門学校及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十 次の方法によつて、學術のあらゆる

面について、研究者その他の關係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 學術に關する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに參加すること。

十一 教育、學術又は文化に關する國際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に関すること。

十二 教育、學術及び文化に普及に係る國際交流に關すること（他部局の所掌に属するものを除く）。

十三 国費による大学及び高等専門學校の教授の國際交換のための候補者の選考に関するこ

と。

十四 外国人留学生の教育に關し、援助と助言を与えること。

十五 外国人留学生の受入れの連絡及び海外への留学生の派遣に關すること。

十六 国内におけるユネスコ活動に關し、法令を制定し、及び法人の設立を認可すること。

十七 日本ユネスコ国内委員会に關し、予算案の準備その他他の他部局に屬しない事務を行なうこと。

十八 日本ユネスコ国内委員会の事務の処理に關すること。

2 ヨネスコ國際部においては、前項第十号に掲げる事務のうち國際的な研究集会その他の催しに關するもの及び同項第十一号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第十三条第一項中「教育施設部においては、」を「ヨネスコ國際部及び教育施設部においては、」に改める。

それぞれ第九条の二第二項又は「」に改める。

第三十三条中第十三号から第十七号までを削り、第十八号を第十三号とする。

附 則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

（施行期日）

2 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

（施行期日）

七

(ユネスコ活動に関する法律の一部改正)	
2 ユネスコ活動に関する法律(昭和四十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。	第十八条 条 国内委員会の事務は、文部省学術国際局において処理する。
(国内委員会の事務処理)	
2 文部省学術国際局長(次項において「局長」という)は、会長の一般的監督の下に、前項の事務を処理するものとする。	3 局長は、第一項の事務を処理する場合において、ユネスコ活動の遂行のため国際慣行上必要があるときは、日本ユネスコ国内委員会事務総長という名称を用いることができる。
一月一日日本委員会に左の案件を付託された。	一月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願(第一四号)(第一八号)(第一九号)	第一九号 昭和四十七年十二月二十八日受理 国家公務員たる看護婦等の給与改善に関する請願 請願者 茨城県那珂郡東海村松原研長堀十九名 紹介議員 中村 登美君 この請願の趣旨は、第一四号と同じである。
一、恩給・共済年金受給者の待遇改善に関する請願(第五九号)	第五九号 昭和四十八年一月十一日受理 恩給・共済年金受給者の待遇改善に関する請願 請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ四ノ五〇 紹介議員 郡 祐一君 この請願の趣旨は、第一四号と同じである。
一、元満鉄職員であつた公務員等の恩給共済年金通算等に関する請願(第二一五号)	第二一五号 昭和四十八年一月二十五日受理 恩給・共済年金受給者は、最近における諸物価の高騰のため、苦しい生活を一そら余儀なくされている。政府は、恩給年金受給者の待遇改善のため、左記事項の実現を図られたい。
一、恩給・共済年金の増額について	(一) 恩給法第一条の二及び地方公務員等共済組合法第七十四条の二の規定を改正して、現職公務員の給料表が改正された場合には、これを基準として恩給及び共済年金の仮定給料を改正して恩給及び共済年金額が自動的にライドするよう法制化すること。
1 新卒初任給の基準を准看護婦五万円以上、看護婦六万円以上にすること。	(二) 前項と同時に、現職公務員給料と現行恩給及び共済年金の仮定給料との著しい格差を完全に是正する措置を講ずること。
2 准看護婦の給与を四等級から三等級に昇格させること。	二、夜間看護手当を最低一回千円支給すること。

一、元満鉄職員であつた公務員等の恩給共済年金通算等に関する請願(第二一五号)	二、恩給・共済年金の改定の実施期日を四月一日とすること。
一、恩給・共済年金受給者の待遇改善に関する請願(第五九号)	(一) 公的年金受給者に対する老齢福祉年金の併給の制限を撤廃すること。
一、看護婦等の給与改善に関する請願(第一九号)	(二) 恩給・共済年金に対し、税の減免措置を講ずること。
一、恩給・共済年金受給者の待遇改善に関する請願(第二一五号)	(三) 恩給・共済年金受給者の医療を確保するため、退職後も引き続き現職公務員の短期給付と同様の医療制度の適用を受けられる措置を講ずること。
一、看護婦等の給与改善に関する請願(第一九号)	(四) 遺族に対する給付は、これを半額とせず、少なくとも三分の二以上とするほか、子(学生を含む)の保有数に応じる加給を行なうこと。

一、看護婦等の給与改善に関する請願(第一九号)	紹介議員 安井 謙君 木第四郎 この請願の趣旨は、第一九号と同じである。
一、恩給・共済年金の改定の実施期日を四月一日とすること。	二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、恩給・共済年金受給者の待遇改善に関する請願(第五九号)	一、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案 経済企画庁設置法の一部を改正する法律 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のようにより改定する。 第三条第一号の次に次の二号を加える。
一、看護婦等の給与改善に関する請願(第一九号)	二、二の二 物価に関する基本的な政策の企画立案及び推進
一、看護婦等の給与改善に関する請願(第一九号)	第三条第三号中「前号」を「前二号」に、「の外」を「のほか」に、「且つ」を「かつ」に改める。
一、看護婦等の給与改善に関する請願(第一九号)	第四条第十三号の二の次に次の二号を加える。
一、看護婦等の給与改善に関する請願(第一九号)	十三の三 物価に関する基本的な政策の企画立案

し、並びに物価に関する基本的な政策に関する

重要な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

第四条第十七号を次のように改める。

十七 削除

第四条第十九号中「及び第十五号」を「第十
三号の三及び第十五号」に、「の外」を「のほか」
に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五条中「五局」を「六局」に、「国民生活局」
を「物価局」に改める。

第七条の二第四号を削り、同条第五号中「並び
に物価」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条の次に次の二条を加える。

第七条の二第四号を削り、同条第五号中「並び
に物価」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条の次に次の二条を加える。

第七条の二第四号を削り、同条第五号中「並び
に物価」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条の次に次の二条を加える。

第七条の二第四号を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条の次に次の二条を加える。

案及び推進のため必要があると認める」に改め、
同条第三項中「長期経済計画の推進のため特に必
要がある」を「長期経済計画及び物価に関する基
本的な政策の推進のため特に必要があると認め
る」に、「長期経済計画に関する」を「長期経済計
画及び物価に関する基本的な政策に関する」に改
め、同条に次の二項を加える。

4 長官は、前項の規定により関係行政機関の長
に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に
報告を求めることができる。

5 長官は、第三項の規定により勧告した事項に
關し特に必要があると認めるときは、内閣總理
大臣に対し、当該事項について内閣法（昭和二
十一年法律第五号）第六条の規定による措置が
とられるよう意見を具申することができる。

6 第十二条第一項中「二人以内」を「一人」に改
めること。

この法律は、昭和四十八年七月一日から施行す
ること。

附則

この法律は、昭和四十八年七月一日から施行す
ること。

別表五交野女子学院の項中「大阪府北河内郡交野町」を「交野市」に改め、同表和泉少年院の項中「南海町」を「阪南町」に改め、同表豊ヶ岡農工学院の項中「愛知県愛知郡豊明町」を「豊明市」に改め、同表中豐浦医療少年院の項を削り、
紫明女子学院 緑志内市

月形少年院 北海道樺戸郡月形町

仙台入国管理事務所釜石港出張所 釜石市

仙台入国管理事務所大船渡港出張所 大船渡市

東京入国管理事務所立川出張所 立川市

東京入国管理事務所日立港出張所 日立市

東京入国管理事務所尼崎港出張所 尼崎市

神戸入国管理事務所津久見港出張所 津久見市

福岡入国管理事務所佐伯港出張所 佐伯市

福岡入国管理事務所八代港出張所 八代市

福岡入国管理事務所熊本空港出張所 熊本空港市

福岡入国管理事務所鹿児島空港出張所 鹿児島市

福岡入国管理事務所鹿児島空港出張所 鹿児島市

福岡入国管理事務所佐伯港出張所 佐伯市

福岡入国管理事務所八代港出張所 八代市

福岡入国管理事務所熊本空港出張所 熊本空港市

福岡入国管理事務所鹿児島空港出張所 鹿児島市

福岡入国管理事務所佐伯港出張所 佐伯市

福岡入国管理事務所八代港出張所 八代市

福岡入国管理事務所熊本空港出張所 熊本空港市

福岡入国管理事務所佐伯港出張所 佐伯市

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表十一の改正規定中仙台入国管理事務所石巻港出張所、名古屋入国管理事務所金沢港出張所及び神戸入国管理事務所東播磨港出張所に係る部分は昭和四十八年四月一日から施行し、別表四の改正規定中松山刑務所に係る部分並びに別表五の改正規定中豊浦医療少年院に係る部分及び月形少年院に係る部分はそれぞれ公布の日から起算して三月をこえた範囲内において政令で定める日から施行する。

国家公務員等の旅費の関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「勤続一年以上の」を削り、同条第七項中「事故に因り」を「事故又は天災その他大蔵大臣が定める事情により」に改める。

第十九条第一項中「別表第一の定額による」を「一キロメートルにつき十一円とする」に改める。

別表第一の二中表の部分を次のように改める。

区		分		鉄道五十キロメートル未満		鉄道五十キロメートル以上百キロ未満		鉄道百キロメートル未満		鉄道三百キロメートル未満		鉄道五百キロメートル未満		鉄道一千五百キロメートル未満		鉄道二千キロメートル未満		
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	長官	その他の者	支拂一千円	支拂八百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円	支拂二百円	支拂一百円	支拂九百円	支拂八百円	支拂七百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	支拂一千円	支拂八百円	支拂一千円	支拂八百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円	支拂二百円	支拂一百円	支拂九百円	支拂八百円	支拂七百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円
指定職の職務にある者		支拂一千円	支拂八百円	支拂一千円	支拂八百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円	支拂二百円	支拂一百円	支拂九百円	支拂八百円	支拂七百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円
一等級の職務にある者		支拂一千円	支拂八百円	支拂一千円	支拂八百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円	支拂二百円	支拂一百円	支拂九百円	支拂八百円	支拂七百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円
二等級の職務にある者		支拂一千円	支拂八百円	支拂一千円	支拂八百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円	支拂二百円	支拂一百円	支拂九百円	支拂八百円	支拂七百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円
三等級の職務にある者		支拂一千円	支拂八百円	支拂一千円	支拂八百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円	支拂二百円	支拂一百円	支拂九百円	支拂八百円	支拂七百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円
四等級の職務にある者		支拂一千円	支拂八百円	支拂一千円	支拂八百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円	支拂二百円	支拂一百円	支拂九百円	支拂八百円	支拂七百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円
五等級以下の職務にある者		支拂一千円	支拂八百円	支拂一千円	支拂八百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円	支拂二百円	支拂一百円	支拂九百円	支拂八百円	支拂七百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円

別表第一の二中表の部分を次のように改める。

区		分		日 当(一 日 に つ き)		宿泊料(一 夜 に つ き)		食卓料(一 夜 に つ き)	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	支拂一千円	支拂八百円
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	支拂一千円	支拂八百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円	支拂一千円	支拂八百円
國務大臣等及び特命全権大使	支拂一千円	支拂八百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円	支拂二百円	支拂一千円	支拂八百円
その他の者	支拂一千円	支拂八百円	支拂六百円	支拂五百円	支拂四百円	支拂三百円	支拂二百円	支拂一千円	支拂八百円

指定職の職務又は一等級の職務にある者	三、四〇〇円	三、四〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一〇、六〇〇円	一〇、六〇〇円
一等級の職務にある者	三、四〇〇円	三、四〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六等級以下の職務にある者	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	三、〇〇〇円

別表第二の一の備考二中「いい」の下に「指定都市とは、乙地方以外の地域（本邦を除く。以下同じ。）のうち大蔵省令で定める都市の地域をいい」を加え、「（本邦を除く。）を」を「のうち指定都市以外の地域を」に改め、同表の一の備考三中「出発又は到着の日」を「外国を出発した日及び外国に到着した日」に改める。

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

区分		鉄道百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上五百キロ未満	鉄道五百キロメートル未満	鉄道一千キロメートル以上一千五百キロメートル未満	鉄道一千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上三千キロメートル未満	鉄道五千キロメートル以上五千キロメートル未満	鉄道一万キロメートル以上一万五千キロメートル未満	鉄道一万五千キロメートル以上二万キロメートル未満	鉄道二万キロメートル以上
内閣総理大臣等	特命全権大使	一一、一〇〇円	一九、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一九、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円
	その他の者	一〇、一〇〇円	一九、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一九、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円	五、一〇〇円
指定職の職務にある者		一〇、九〇〇円	一九、九〇〇円	一〇、九〇〇円	一九、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円
		一、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円
一等級の職務にある者		一、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円
		一、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円
二等級の職務にある者		一、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円
		一、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円
三等級の職務にある者		一、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円
		一、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円
四等級の職務にある者		一、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円
		一、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円
五等級以下の職務にある者		一、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	二、九〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円	五、九〇〇円

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

改定後の国家公務員等の旅費に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）についても、なお従前の例による。

3 新法第十九条第一項の規定並びに別表第一の一及び別表第一の二の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

改定後の国家公務員等の旅費に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）についても、なお従前の例による。

3 新法第十九条第一項の規定並びに別表第一の一及び別表第一の二の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

二月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、診療放射線技師（国家公務員）の待遇改善に関する請願

第二六〇号 昭和四十八年一月二十七日受理

診療放射線技師（国家公務員）の待遇改善に関する請願

請願者 東京都品川区南品川五ノ一四〇一

紹介議員 平井 太郎君

八ノ四〇一社団法人日本放射線技師会会長中村実外二十六名

診療放射線技師の不足はまことに憂慮すべきものがあり、診療制限ぎりぎりの線にきて いる状態

で、今後大幅な定員増と給与改善、職制の確立が

痛感されるから、すみやかに左記事項の実現を図られたい。

一、医療法第二十一項「医療従事者の員数の標準」、同法施行規則第十九条に、診療放射

に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）として昭和二十年九月一日から引き続き海外又は第七項の政令で定める地域にあつた者の当該公務員としての在職年を計算する場合においては、同日後帰國するまでの在職期間又はこれと同視すべき在職期間の一月につき一月の月数を加えたものによる。

附則第二十四条に次の二項を加える。

14 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の恩給の基礎在職年を計算する場合においては、第三項の規定にかかわらず、同項の規定により恩給の基礎在職年に算入されないこととされている加算年並びに第十一項及び第十二項の規定により在職年に加えられることとされている年月数は、恩給の基礎在職年に算入するものとする。

附則第二十四条の三の見出し及び同条第一項中の規定に該当して」を「に規定する抑留又は逮捕により」に改める。

附則二十四条の五の前の見出し中「加算年及び計算年月数とみなされる年月数」を「加算年等」に改める。

附則二十四条の九第一項中「及び附則第二十条の三第二項」を「及び恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二号。以下「法律第二号」という。）による改正前の附則第二十四条の三第二項」に、「若しくは附則第二十四条の三第二項」を「若しくは法律第二号による改正前の附則第二十四条の三第二項」に改める。

附則二十四条の十一第一項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則二十四条の十二を附則二十四条の十三とし、附則二十四条の十一の次に次の二項を加える。

第二十四条の十二 附則二十四条の五第一項の規定は、公務員若しくは公務員に準ずる者で、附則二十四条第十項の規定（法律第二号に規定する）による改正後の附則二十四条の三第二項に係る

部分に限る。）、附則第二十四条第十二項及び第十三項の規定、同条第十四項の規定若しくは法律第二号による改正後の附則第二十四条の規定の適用によりその在職年が普通恩給に

ついての最短恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則二十四条の五第一項中

「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「昭和四八年十月一日」と読み替えるものとする。

附則二十四条の四第二項及び第三項並びに第四項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは、「昭和四八年十月一日」と、附則二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和四八年十月から」と読み替えるものとする。

附則二十四条の四第二項並びに第四十一条中「外國政府職員」とあるのは、「外國特殊機関職員」と読み替えるものとする。

附則二十四条の四第二項並びに第四十二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第四十二条の二の規定の適用によりその在職年が普通恩給に

ついての最短恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則二十四条の五第一項中

「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「昭和四八年十月一日」と読み替えるものとする。

附則二十四条の四第二項及び第三項並びに第四十二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第四十二条の二の規定の適用によりその在職年が普通恩給に

（外國特殊機関の職員期間のある者についての特例）

第四十三条の二 附則第四十二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第四十二条の二の規定の適用によりその在職年が普通恩給に

ついての最短恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則二十四条の五第一項中

（以下「外國特殊機関職員」という。）として在職したことのある公務員について準用する。

この場合において、附則第四十二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第四十二条の二中「外國政府職員」とあるのは、「外國特殊機

関職員」と読み替えるものとする。

附則二十四条の四第二項及び第三項並びに第四十二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第四十二条の二中「外國政府職員」とあるのは、「外國特殊機

関職員」と読み替えるものとする。

とみなされる者を含む。）としての勤続年月数の二分の一に相当する年月数を公務員（公務員とみなされる者を含む。）としての在職年数に通算されている者の普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該通算されている年月数に相当する年月数を加えたものによる。

附則別表第一を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。

附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年にに基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	仮定俸給年額
大将	二、四〇〇、〇〇〇円
中将	一、九七九、〇〇〇円
少将	一、五四五、五〇〇円
大佐	一、三二五、三〇〇円
中佐	一、二六四、九〇〇円
少佐	九八二、九〇〇円
大尉	八二九、一〇〇円
中尉	六五四、八〇〇円
少尉	五五七、九〇〇円
准士官	五一三、一〇〇円
曹長又は上等兵曹	四二〇、一〇〇円
軍曹又は一等兵曹	三九二、五〇〇円
伍長又は二等兵曹	三八二、〇〇〇円
兵	三四九、六〇〇円
備考	各階級は、これに相当するものを含むものとする。

3 附則二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年（外國特殊機関職員となる前の公務員としての在職年を除く。）に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則第四十四条を附則第四十五条とし、附則第四十三条の二の次に次の二項を加える。

（準公務員期間の計算についての特例）

第四十四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号）附則第八項又は法律第八十七号附則第六項若しくは第十項の規定により公務員に準ずる者（公務員に準ずる者

とみなされる者を含む。）としての勤続年月数の二分の一に相当する年月数を公務員（公務員と

みなされる者を含む。）としての在職年数に通算

されている者の普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該通算

附則別表第四中「二〇八、〇〇〇円」を「二五七、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「二六〇、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二四四、〇〇〇円」に、「一五六、〇〇〇円」を「一九一、〇〇〇円」に、「二三五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。
附則別表第六を次のように改める。
附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六

仮定俸給年額	金額
二、四〇〇、〇〇〇円	二、三一四、六〇〇円
一、九七九、〇〇〇円	一、九三六、三〇〇円
一、五四五、五〇〇円	一、五〇七、五〇〇円
一、三三五、三〇〇円	一、二七六、九〇〇円
一、二六四、九〇〇円	一、二〇四、一〇〇円
九八二、九〇〇円	九四七、五〇〇円
八二九、一〇〇円	七六五、六〇〇円
六五四、八〇〇円	五九八、一〇〇円
五五七、九〇〇円	五二五、七〇〇円
五一三、一〇〇円	四六一、一〇〇円
四一〇、一〇〇円	三八一、〇〇〇円
三九二、五〇〇円	三六四、〇〇〇円
三八二、〇〇〇円	三四九、六〇〇円
三四九、六〇〇円	三〇七、三〇〇円

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）
第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改訂する。
第三条第一項ただし書中「十八万円」を「十二万一千百二十円」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

正する。

附則第十三条第二項の表中「七八〇、〇〇〇円」を「九六二、一五〇円」に、「六三一、五〇〇円」を「七七九、一五〇円」に、「五〇七、〇〇〇円」を「六一五、五〇〇円」に、「三八〇、七五〇円」を「四七一、七五〇円」に、「一九六、一五〇円」を「三六六、〇〇〇円」に、「三六五、五〇〇円」を「七九、〇〇〇円」に、「二一〇、七五〇円」を「二五九、五〇〇円」に、「一九五、〇〇〇円」を「二四〇、七五〇円」に、「一四八、五〇〇円」を「一八三、〇〇〇円」に、「一一七、〇〇〇円」を「一四四、〇〇〇円」に、「一一一、一五〇円」を「一一五、一五〇円」に、「一五六、〇〇〇円」を「一九一、七五〇円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により特例傷病恩給を受ける者に妻があるときは、二万八千八百円を当該特例傷病恩給の年額に加給し、同項の規定により特別項症から第六項症まで又は第一款症の特例傷病恩給を受ける者に恩給法第六十五条第三項から第五項までに規定する扶養家族があるときは、一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき九千六百円）を当該特例傷病恩給の年額に加給する。

附則第十三条第四項中「三万六千円」を「七万円」に改める。

附則

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から

施行する。

（文官等の恩給年額の改定）

第二条 公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。附則第十二条を除き、以下同じ。若しくは公務員に準ずる者（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧准軍人」という。）を除く。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料について、は、昭和四十八年十月分以後、その年額を、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律（昭和四十五年附則）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第三条 七十歳以上の者に給する普通恩給若しくは扶助料又は七十歳未満の妻若しくは子に給する扶助料で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限以上であるものに関する前条の規定の適用については、同条中「昭和四十八年十月分」とあるのは「昭和四十八年十月分（同月一日において七十歳未満である者（扶助料を受ける妻及び子を除く。）については、七十歳に達する日の属する月の翌月分」と、「仮定俸給年額」とあるのは「仮定俸給年額の四段階上位の仮定俸給年額（仮定俸給年額が二、三一四、六〇〇円未満で附則別表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給年額のうち、その額の直近下位の額の四段階上位の額をこえ、その額の直近上位の額の四段階上位の額をこえない範囲内において総理府令で定める額、仮定俸給年額が二、三一四、六〇〇円をこえるものにあつてはその額に二、五七一、〇〇〇円を一千円）に改める。

附則別表第十三条第二項の年額を除く。）を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。

第四条 増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。）については、昭和四十八年十月分以後、その年額（改正前の恩給法第六十五条第二項から第七項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律（昭和四十五年附則）の例による。

第五条 昭和四十八年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお從前

第六条 第七項症の増加恩給については、昭和四十八年十月分以後、その年額（改正前の法律（昭和四十五年附則）第二十二条第三項ただし書において準用する改正前の恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律（昭和四十五年附則）第四の年額に改定する。

第七条 傷病年金については、昭和四十八年十月分以後、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律（昭和四十五年附則）第五の年額に改定する。

第八条 特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以後、その年額（改正前の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三条第一項に規定する年額に改定する。

第九条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、

の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、恩給年額の計算の基礎となつた俸給と都道府県（これに準ずるものと含む。）の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料などが併給されていた者で、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額がこれらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては、適用しない。

（傷病恩給等に関する経過措置）

第三条 七十歳以上の者に給する普通恩給若しくは扶助料又は七十歳未満の妻若しくは子に給する扶助料で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限以上であるものに関する前条の規定の適用については、同条中「昭和四十八年十月分」とあるのは「昭和四十八年十月分（同月一日において七十歳未満である者（扶助料を受ける妻及び子を除く。）については、七十歳に達する日の属する月の翌月分」と、「仮定俸給年額」とあるのは「仮定俸給年額の四段階上位の仮定俸給年額（仮定俸給年額が二、三一四、六〇〇円未満で附則別表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給年額のうち、その額の直近下位の額の四段階上位の額をこえ、その額の直近上位の額の四段階上位の額をこえない範囲内において総理府令で定める額、仮定俸給年額が二、三一四、六〇〇円をこえるものにあつてはその額に二、五七一、〇〇〇円を一千円）に改める。

附則別表第十三条第二項の年額を除く。）を、改正後の法律（昭和四十五年附則）の例による。

第六条 第七項症の増加恩給については、昭和四十八年十月分以後、その年額（改正前の恩給法第六十五条第二項から第七項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律（昭和四十五年附則）第五の年額に改定する。

第七条 傷病年金については、昭和四十八年十月分以後、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律（昭和四十五年附則）第五の年額に改定する。

第八条 特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以後、その年額（改正前の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三条第一項に規定する年額に改定する。

第九条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、

傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以後、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律（昭和四十五年附則）第五の年額に改定する。

十八年十月分以降、その加給の年額を、二万八千八百円に改定する。

2 改正前の恩給法第六十五条第三項に規定する妻以外の扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、当該扶養家族の一人につき四千八百円（そのうち一人までは、一人につき九千六百円）として算出して得た年額に改定する。

3 改正前の恩給法第六十五条第七項の規定による年額の加給をされた増加恩給又は改正前の法律第八十一号附則第十三条第四項の規定による年額の加給をされた特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、七万二千円に改定する。

第十条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、扶養遺族の一人につき四千八百円（そのうち一人までは、一人につき九千六百円）として算出して得た年額に改定する。
(旧事人等の恩給年額の改定)

第十一条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれら者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、改正後の法律第一百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（同法附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、同法附則及び改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(法律第一百五十五号附則第二十四条の三の改正等に伴う経過措置)
第十二条 改正後の法律第一百五十五号附則第二十四条の三、第四十三条の二又は第四十四条の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべき年月数を有することとなる者に係る普通恩給

又は扶助料については、昭和四十八年十月分以後、その年額を、改正後の恩給法及び改正後の法律第一百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第一百五十五号附則第二十九条の規定により新たに恩給を給されることとなる者の当該恩給の給与は、昭和四十八年十月から始めるものとする。

(教育職員の勤続在職年についての加給に関する特例)
第十三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号。以下「法律第八十七号」という。)による改正前の恩給法第六十二条第四項に規定する学校(以下「第四項の学校」という。)の教育職員(教育職員となざれる者を含む。以下同じ。)が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の施行に伴い、引き続き同三条第三項に規定する学校(以下「第三項の学校」という。)の教育職員となつた場合における第三項の学校の教育職員としての在職年を第四項の学校の教育職員として勤続した在職年とみなして同条第四項、法律第一百五十五号による改正前の法律第八十七号附則第十項、法律第一百五十五号附則第三十九条又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十九号)附則第十一条の規定を適用したとしたならば、これらの規定により勤続在職年についての加給が附せられるべきであった普通恩給については、これらの規定の例により加給するものとする。

び第三十一条において準用する同法附則第十四条第一項に係る部分に限る。)、第十一条(改正後の法律第一百五十五号附則第十四条第二項に係る部分に限る。)、第十二条第一項及び前条第二項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十八年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十八年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表
恩給年額の計算の基礎となる俸給年額

年額	仮定俸給年額
一九七、八〇〇円	二四四、一〇〇円
一〇三、四〇〇円	二五一、〇〇〇円
一〇八、一〇〇円	二五六、八〇〇円
一一四、八〇〇円	二六五、一〇〇円
一二八、九〇〇円	二七〇、一〇〇円
一二六、五〇〇円	二七九、五〇〇円
一三七、五〇〇円	二九三、一〇〇円
一四九、〇〇〇円	三〇七、三〇〇円
一六〇、三〇〇円	三二一、二〇〇円
一六〇、三〇〇円	三二一、二〇〇円
一七一、九〇〇円	三三五、五〇〇円
一八三、三〇〇円	三四九、六〇〇円
一九五、〇〇〇円	三六四、〇〇〇円
二〇一、三〇〇円	三七三、〇〇〇円
二〇九、六〇〇円	三八一、〇〇〇円
二一八、一〇〇円	三九一、五〇〇円
二三〇、一〇〇円	四〇七、三〇〇円
二四〇、四〇〇円	四一〇、一〇〇円
二五〇、一〇〇円	四二〇、一〇〇円
二六〇、一〇〇円	四三〇、一〇〇円

三六一、八〇〇円	四四六、五〇〇円
三七三、七〇〇円	四六一、一〇〇円
三八六、六〇〇円	四七七、一〇〇円
三九九、六〇〇円	四五三、一〇〇円
四一五、八〇〇円	五一三、一〇〇円
四三九、三〇〇円	五四二、一〇〇円
四五二、一〇〇円	五五七、九〇〇円
四七七、九〇〇円	五八九、七〇〇円
四八四、七〇〇円	五九八、一〇〇円
四八四、四〇〇円	六二二、四〇〇円
五〇四、四〇〇円	六五四、八〇〇円
五三〇、六〇〇円	六五四、八〇〇円
五五九、六〇〇円	六九〇、五〇〇円
五七四、三〇〇円	七〇八、七〇〇円
五八八、四〇〇円	七二六、一〇〇円
六〇八、六〇〇円	七五一、〇〇〇円
六二〇、四〇〇円	七六五、六〇〇円
六四五、九〇〇円	八〇八、一〇〇円
六七一、九〇〇円	八二九、一〇〇円
六八九、七〇〇円	八五一、一〇〇円
七二四、一〇〇円	八九三、五〇〇円
七五八、八〇〇円	九三六、四〇〇円
七六七、八〇〇円	九四七、五〇〇円
七九六、五〇〇円	九八一、九〇〇円
八三七、一〇〇円	一〇三三、〇〇〇円
八七七、五〇〇円	一〇八一、八〇〇円
九〇一、三〇〇円	一、一三三、四〇〇円

九二六、六〇〇円	一、一四三、四〇〇円
九七五、八〇〇円	一、一〇四、一〇〇円
一、一〇五、〇〇〇円	一、二六四、九〇〇円
一、一〇三、四〇〇円	一、二七六、九〇〇円
一、一〇七四、〇〇〇円	一、三三五、三〇〇円
一、一七一、七〇〇円	一、四四七、一〇〇円
一、一二三、六〇〇円	一、五〇七、五〇〇円
一、一二五、四〇〇円	一、五四五、五〇〇円
一、一八五、四〇〇円	一、五六六、二〇〇円
一、三四八、八〇〇円	一、六六四、四〇〇円
一、四二二、九〇〇円	一、七四三、五〇〇円
一、四四五、二〇〇円	一、七八三、四〇〇円
一、四七六、四〇〇円	一、八二一、九〇〇円
一、五四〇、一〇〇円	一、九〇〇、五〇〇円
一、五六九、一〇〇円	一、九三六、三〇〇円
一、六〇三、七〇〇円	一、九七九、〇〇〇円
一、六六七、二〇〇円	一、〇五七、三〇〇円
一、七三六、六〇〇円	一、一四三、〇〇〇円
一、七七一、三〇〇円	一、一八七、〇〇〇円
一、八〇六、一〇〇円	一、一二八、七〇〇円
一、八四一、五〇〇円	一、一七一、四〇〇円
一、八七五、七〇〇円	一、三一四、六〇〇円
一、九四四、九〇〇円	一、四〇〇、〇〇〇円
一、一〇一四、二〇〇円	一、四八五、五〇〇円
一、一〇四八、四〇〇円	一、五一七、七〇〇円
一、〇八三、五〇〇円	一、五七一、〇〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、昭和四十七年三月三十一日以前に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、その年額に一・二三四（昭和四十六年四月一日以後に退職した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、一・一〇五）を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を、昭和四十七年四月一日以後に退職した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、その年額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

一、昭和四十一年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若しくは第二項又は第五条第一項」を「から第三項まで又は第五条第一項若しくは第二項」に、「外」を「ほか」に、「左の」を「次の」に改める。

第四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項

又は第二項」に、「左の」を「次の」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項又は次条第一項」を「前二項又は次条第一項若しくは第二項」に、「前項の」を「第一項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、二十年以上二十五年未満の期間勤続し死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当の額について準用する。

2 前項の規定は、二十五年以上勤続し死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当の額について準用する。

第五条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「左の」を「次の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、二十五年以上勤続し死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当の額について準用する。

第五条第二項において準用する場合を含む。」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、「第五条第二項において準用する場合を含む。」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七条第四項中「傷病による休職」の下に「及び職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職」を加え、同条第七項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

第七条の二の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第一項中「政令で定めるもの」の下に「（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）」を加え、「（第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第五条の規定による退職手当する。」

第七条の二第二項の規定にかかるわらず、国家公務員等退職手当法（昭和四十八年法律第一号）による改正前の第七条の二第二項に改め

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則第十項中「給与」を「給付」に、「及び第一項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。」

附則第十項中「給与」を「給付」に、「及び第一項の規定にかかるわらず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第一号）による改正前の第七条の二第二項に改め

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の公庫等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

第七条の二に次の三項を加える。

3 前二項の場合における公庫等職員としての在職期間の計算については、前条（第五項を除く。）の規定を適用するほか、政令でこれを定める。

4 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて公庫等職員となつた場合又は第

2 公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(適用日等)

2 改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）の規定（第七条の二の規定を除く。）は、昭和四十八年一月一日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正)

3 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号。以下「法律第百六十四号」という。）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「掲げる退職」の下に「（公務上の死亡以外の死亡による退職で政令で定めるものを除く。）」を加え、同項第一号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

4 改正後の法律第百六十四号附則第三項の規定は、適用日以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の国家公務員等退職手当法（以下「旧法」という。）第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、国家公務員等退職手当法第七条の二の規定の適用について、同条第一項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いだ指定法人職員となつた者又は適用日に地方公務員として在職する者で、指定法人職員又は地方公務員として在職した後引き続いだ職員となつたもの）を含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新法第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新法第四条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第五条又は国家公務員等退

職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第七十四号）附則第二項の規定

に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十以上三十年以下（同項の規定に該当する日）とある者に対する退職手当の額は、新法第三条から第六条まで及び法律第百六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

退職をした者にあつては、二十五年未満）である者に対する退職手当の額は、新法第三条から第六条まで及び法律第百六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定により計算した退職手当の額より低くす。

6 当分の間、新法第三条から第五条の二まで及び法律第百六十四号附則第四項の規定により計算した額にそれぞれ百分の百二十を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新法第四条（傷病又は死亡によらず、その者の部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十年をこえ四十二年以上である者に対する退職手当の額は、新法第四条及び第五条の二並びに法律第百六十四号附則第三項又は附則第四項の規定にかかるわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十年として前述の規定の例により計算して得られる額とする。

8 法律第百六十四号附則第三項又は附則第四項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新法第三条から第六条まで、法律第百六十四号附則第三項及びこの法律附則第五項から前項まで又は附則第十五項の規定にかかるわらず、その者につき

退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定により計算した退職手当の額と

新法及び附則第五項から前項まで又は附則第十項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

（特定指定法人から復帰した職員等に関する経過措置）

9 この法律の施行の日前に旧法第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いた後引き続いて再び職員となつた者の新法第七条第一項の規定による在職期間の計算について

は、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての在職期間とみなす。

10 前項に規定する者がこの法律の施行の日以後に退職手当の支給を受けることとなる場合において、その者が適用日以後の退職につき旧法の規定による退職手当の支給を受けている者であるときは、附則第二項の規定にかかるわらず、前項の規定は、当該旧法の規定により支給を受けた退職手当については、適用しない。

11 この法律の施行の日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いだ職員となるため退職し、かつ、引き続いだ職員となつた場合におけるその者の新法第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間を含むものとする。

12 附則第九項に規定する者又は前項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合における退職手当の額は、新法第三条から第六条まで及び法律第百六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定により計算して得られる額とする。

13 附則第九項、附則第十項及び前項の規定により、国家公務員等退職手当法第七条の二の規定の適用について、同条第一項に規定する公庫等職員とみなされる者に適用する。

14 この法律の施行の日前に、旧法第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いだ指定法人職員となつた者（附則第九項又は前項に規定する者を除く。）の新法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、なお従前の例による。

ら附則第八項までの規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除し

て得た額が、その者につき旧法及び法律第百六十号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

15 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新法第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、新法第三条から第六条まで、法律第百六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から

割合を乗じて得た額とする。

一、その者が新法第三条から第六条まで、法律第百六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から附則第七項までの規定により計算した額の退職手当

の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二、その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となつた俸給月額に対する割合(職員としての引き続いだ在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合)

16 滞用日からこの法律の施行の日の前日までの期間内に退職した者(当該退職が死亡による場合は、その遺族)に旧法の規定により支給された退職手当は、新法の規定及び附則第五項から附則第八項まで又は前項の規定による退職手当の内払とみなす。この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

17 この附則の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。次項において同じ。)で、七十歳以上上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用についての規定を改正する前項の規定の適用についての規定を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十一年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律一部改正)

第一条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年度法律第百四号)の一部を次のよう改正する。

第一条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金に相当する年金を受ける者における当該年金の額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給(同条第二項又は第三項若しくは

第四項の規定によりそれが同条第二項各号又は第三項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第五項において準用する第一条第六項の規定により前の年金額をもつて改定年金額とした年金の額を改定した場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の八の仮定俸給と旧法の規定により年金額を改定したものをとした場合における当該年金の額を改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第六項の規定により前項において準用する別表第一の八の仮定俸給による別表第一の七の仮定俸給(同条第二項の規定により同項第一号の金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第三項の規定により同項において読み替えた同条第二項第一号又は第三号に掲げる金額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給(同条第二項の規定により同項第一号の金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第三項の規定により同項において読み替えた同条第二項第一号又は第三号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金並びに同条第四項において準用する第一条第六項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額とした年金額をもつて改定年金額とした年金並びに同条第四項において准用する第一条第六項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなして、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第一の八の仮定俸給の四段階上位の仮定俸給(同表の仮定俸給の額(以下この項において「基準俸給額」という。)が十九万二千八百八十円未満で同表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給の額のうち、基準俸給額の直近下位の額の四段階上位の額をこえ、基準俸給額の直近上位の額の四段階上位の額をこえ、基準俸給額の直近上位の額の四段階上位の額を除して得た割合を乗じて得た額とする。)」とある。

2 第一条の六第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金に相当する年金を受ける者における当該年金の額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給(同条第二項又は第三項若しくは

十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。第二条第五項中「及び次条第四項」を「次条第四項及び第二条の六第五項」に改める。

5 第一条の二第三項中「以下この項」の下に「及び第二条の六第四項」を加える。

6 第一条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金について、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給(同条第二項の規定により同項第一号の金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第三項の規定により同項において読み替えた同条第二項第一号又は第三号に掲げる金額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給(同条第二項の規定により同項第一号の金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第三項の規定により同項において読み替えた同条第二項第一号又は第三号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金並びに同条第四項において準用する第一条第六項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなして、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第一の八の仮定俸給の四段階上位の仮定俸給(同表の仮定俸給の額(以下この項において「基準俸給額」という。)が十九万二千八百八十円未満で同表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給の額のうち、基準俸給額の直近下位の額の四段階上位の額をこえ、基準俸給額の直近上位の額の四段階上位の額を除して得た割合を乗じて得た額とする。)」とある。

2 第一条の六第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。この場合において同じ。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用についての大蔵省令において「基準俸給額」という。)が十九万二千八百八十円未満で同表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給の額のうち、基準俸給額の直近下位の額の四段階上位の額を除して得た割合を乗じて得た額とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の六 前条第一項の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定に

規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。第二条第五項中「及び次条第四項」を「次条第四項及び第二条の六第五項」に改める。

5 第一条の二第三項中「以下この項」の下に「及び第二条の六第四項」を加える。

6 第一条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金について、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給(同条第二項又は第三項若しくは

第四項の規定によりそれぞれ同条第二項各号又は第三項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第五項において準用する第一条第六項の規定により前項において准用する別表第一の八に定める障害の等級に該当するものにあつては、七万二千円及び第二条の六第四項」を加える。

7・五に相当する額

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第六項の規定の適用を受ける年金(その年金の額を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

4 第一条第六項の規定は、前項第一号に掲げる額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給(同条第二項の規定により同項第一号の金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第三項の規定により同項において読み替えた同条第二項第一号又は第三号に掲げる金額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給(同条第二項の規定により同項第一号の金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第三項の規定により同項において読み替えた同条第二項第一号又は第三号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金並びに同条第四項において准用する第一条第六項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなして、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第一の八の仮定俸給の四段階上位の仮定俸給(同表の仮定俸給の額(以下この項において「基準俸給額」という。)が十九万二千八百八十円未満で同表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給の額のうち、基準俸給額の直近下位の額の四段階上位の額を除して得た割合を乗じて得た額とする。)」とある。

2 第一条の六第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。この場合において同じ。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用についての大蔵省令において「基準俸給額」という。)が十九万二千八百八十円未満で同表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給の額のうち、基準俸給額の直近下位の額の四段階上位の額を除して得た割合を乗じて得た額とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の六 前条第一項の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定に

ついて、第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（第三項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それと準用する。

第四項第一項中「及び第五条の五」を「第五条の五及び第六条」に改め、同項第五項中「及び第五条の五第三項」を「第五条の五第三項及び第六条第二項」に改める。

第四項の五の次に次の二条を加える。
(昭和四十八年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定)

第四条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同項の規定により第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るもののが二百六十四万円をこえる場合は、当該俸給年額については、二百六十四万円）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限（組合員である間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年）に達している年金に限る。）で七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する同項の規定の適用については、同項中「みなされた額」とあるのは、「みなされた額に恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第一号）附則第三条第一項の規定を参照して政令で定める額をえた額」とする。この場合においては、第一条第四項の後段の規定を準用する。

3 前二項の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一条第六項及び第一項の規定の適用を受ける年金（第三項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金（第三項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について準用する。

第五条の五第一項中「以下この条」の下に「及ぶ次条第一項」を加え、同条第三項中「昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金」という。」「及ぶ次条第一項」を加え、同条第六項中「遺族年金」の下に「(昭和四十九年三月三十一日以前の年金)」とある。」「及ぶ次条第一項」を加え、同条第六項中「昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金」という。」「及ぶ次条第一項」を加え、同条第六項中「(昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについて)」とある。」「及ぶ次条第一項」を加え、同条第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者の区分に応じそれぞれ又はロに掲げる額（その額が二百六十四万円）をいい。

2 前項の規定は、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者の区分に応じそれぞれ又はロに掲げる額（その額が二百六十四万円）を二・二三四を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に給付事由が生じた復帰前の年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前二項の規定の例に準じて改定する。

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金の額の基礎となつた新法の俸給年額に一・二三四を乗じて得た額

4 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前二項の規定の例に準用する。

5 第七条 昭和四十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前二項の規定の例に準用する。

6 第二項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

7 第二項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一一二十二万八百円

額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の七の次に次の一表を加える。

別表第一の八

別表第一の七の仮 定俸給	仮定俸給
一〇、三四〇円	六九、〇九〇
一五、五一〇	六一、五八〇
一三、六四〇	六三、八〇〇
一三、九四〇	六七、三四〇
一四、四九〇円	六九、〇九〇
一六、九四〇	七〇、九三〇
一七、三四〇	七四、四六〇
一九、八〇〇	一七、七七〇
一九、九〇〇	一六一、三六〇
二四〇	一六四、九二〇
二七〇	一七一、四四〇
二九〇	一四四、七二〇
三一〇	一七八、五四〇
三三〇	一四七、六九〇
三六〇	一五〇、五一〇
三九〇	一五六、四六〇
四一〇	一五六、三一〇
四三〇	一六二、〇八〇
四五〇	一六七、八五〇
四七〇	一七〇、七〇〇
四九〇	一七三、六三〇

二 通算退職年金の仮定俸給(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の俸給に十ニ乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなしてこの法律及び昭和四年法律第一百一号の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき新法の俸給年額を求め、その俸給年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に「一百四十を乗じて得た額」

2 前項の場合において、その者に係る第一号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第一号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定により算定した額に乗じて得た額に改定する。

一 前項第一号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第一の二に定める率を乗じて得た金額

3 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 施行法第五十二条の五第二項の規定により支給される通算退職年金のうち昭和四十七年三月三十一日以前に給付事由が生じた年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その

別表第一の八

別表第一の七の仮 定俸給	仮定俸給
一〇、三四〇円	六九、〇九〇
一五、五一〇	六一、五八〇
一三、六四〇	六三、八〇〇
一三、九四〇	六七、三四〇
一四、四九〇円	六九、〇九〇
一六、九四〇	七〇、九三〇
一七、三四〇	七四、四六〇
一九、八〇〇	一七、七七〇
一九、九〇〇	一六一、三六〇
二四〇	一六四、九二〇
二七〇	一七一、四四〇
二九〇	一四四、七二〇
三一〇	一七八、五四〇
三三〇	一四七、六九〇
三六〇	一五〇、五一〇
三九〇	一五六、四六〇
四一〇	一五六、三一〇
四三〇	一六二、〇八〇
四五〇	一六七、八五〇
四七〇	一七〇、七〇〇
四九〇	一七三、六三〇

別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給

別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給	率
一一五、六三〇円以上のもの	一三一・〇割
一一五、五三〇円をこえ一二五、六三〇円未満のもの	一三一・八割
一一六、四五〇円をこえ一二五、五三〇円以下のもの	一四・五割
一一六、四一〇円をこえ一二五、四五〇円以下のもの	一四・八割
七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの	一五・〇割
九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの	一五・五割

別表第三の八

別表第三の八	備考
一一五、六三〇円以上のもの	年金額の算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、昭和四十七年三月三十一日以前に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。)をした者に係る場合にあっては、その仮定俸給の額に一・二三四(昭和四十六年四月一日以後に退職した者に係る場合にあっては、一・一〇五)を乗じて得た金額(一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)を、昭和四十七年四月一日以後に退職した者に係る場合にあっては、その仮定俸給の額をそれぞれこの表の仮定俸給とする。
一一五、五三〇円をこえ一二五、六三〇円以下のもの	
一一六、四五〇円をこえ一二五、五三〇円以下のもの	
一一六、四一〇円をこえ一二五、四五〇円以下のもの	
七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの	
九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの	

別表第三の八の次に次の一表を加える。

別表第三の八
一一五、六三〇円以上のもの
一一五、五三〇円をこえ一二五、六三〇円以下のもの
一一六、四五〇円をこえ一二五、五三〇円以下のもの
一一六、四一〇円をこえ一二五、四五〇円以下のもの
七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの
九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの

一号。第三十二条の三第二項において「昭和四十一年法律第二百二十一号」という。附則第六条を「法律第二百五十五号附則第十四条(同法附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この項及び第三十二条の三第二項において同じ。)」に、「同条」を「同法附則第十四条」に改め、「同条」を「同法附則第十四条」に改める。

第二十九条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第三十二条の二の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第三十二条の三第一項中「十一万五千二百円」を「十三万五千一百円」に改め、同条第二項中「六十五歳」を「六十歳」に、昭和四十一年法律第二百二十一号附則第六条を「法律第二百五十五号附則第十四条」に改める。

第三十二条中「二十四万円」を「十九万六千六百円」に、「一人については、七千二百円」を「一人までは、一人につき九千六百円」に改める。

第五章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第三十四条及び第三十五条 削除

第三十七条 削除

第三十八条第一項中「第九十三条の二」を

「第九十三条」に改める。

第四十五条の三第二項中「十五万円」を「二十万一千四百円」に改める。

第四十七条第一項中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改め、同条第二項中「及び第三十四条第二項」を削る。

第五十二条の二第四項第三号中「法律第二百五十五号附則第四十二条第一項又は第四十三条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等(法律第二百五十五号附則第四十二条第一項に規定する

外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十

三条に規定する外国特殊法人職員に係る法人及

び同法附則第四十三条の二第一項に規定する外國特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。)」に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第五十三条第一号中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改め、同条第二号中「(第三十六条第一項第一号の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金)」を削る。

別表中「九五三、一〇〇円」を「一、一六七、八〇〇円」に、「六二、一〇〇円」を「七円五七、八〇〇円」に、「四一三、一〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「三万六十円」を「七万二千円」に改め、同表の備考三中「二万四百円」を「二万八千八百円」に、「一人については、七千二百円」を「一人までは、一人につき九千六百円」に改め。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

第五章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第三十五条 削除

第三十七条 削除

第三十八条第一項中「第九十三条の二」を

「第九十三条」に改める。

第四十五条の三第二項中「十五万円」を「二十万一千四百円」に改める。

第四十七条第一項中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改め、同条第二項中「及び第三十四条第二項」を削る。

第五十二条の二第四項第三号中「法律第二百五十五号附則第四十二条第一項又は第四十三条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等(法律第二百五十五号附則第四十二条第一項に規定する

外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十

製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の支給を受ける者を除く。)が旧製鉄所共済組合の組合員であつたの号において同じ。)に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第五十三条第一号中「(第三十六条第一項第一号の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金)」を削る。

別表中「九五三、一〇〇円」を「一、一六七、八〇〇円」に、「六二、一〇〇円」を「七円五七、八〇〇円」に、「四一三、一〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「三万六十円」を「七万二千円」に改め、同表の備考三中「二万四百円」を「二万八千八百円」に、「一人については、七千二百円」を「一人までは、一人につき九千六百円」に改め。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十七年法律第二百五十九号)第一条の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第二百七十号)第三条

二 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十九号)第一条の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十号)第三条

三 昭和二十七年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十九号)第三条

四 国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第二百三十二号)第一条

五 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第二百三十三号)第二条

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第二百三十二号)第二条

七 昭和三十七年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第二百三十三号)第二条

八 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第二百三十二号)第二条

和四十年法律第二百一号)第一条又は第二条

九 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第二百三十二号)第二条

十 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第二百四号)第一条から第六項まで

十一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第二百四号)第一条から第六項まで

十二 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第二百四号)第一条から第六項まで

十三 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の公布の日

十四 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

十五 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

十六 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

十七 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

十八 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

十九 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

二十 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

二十一 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

二十二 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

二十三 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

二十四 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

二十五 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

二十六 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

二十七 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

二十八 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

二十九 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

三十 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

三十一 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

三十二 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

三十三 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

三十四 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

三十五 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

三十六 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

三十七 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

三十八 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

三十九 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

四十 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

四十一 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

四十二 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

四十三 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

四十四 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

四十五 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

四十六 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

四十七 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

四十八 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

四十九 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

五十 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

五十一 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

五十二 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

五十三 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

五十四 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

五十五 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

五十六 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

五十七 第二条の改正規定及び附則第六条の規定による法律の施行日

に第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条第二項、第三十二条の三第一項及び第四十五条の三第二項の規定は、昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

2 国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法（以下「施行法」という。）第四十条第二項の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

（遺族年金等に関する経過措置）

第四条 改正後の法第八十八条第一項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二条第一項第三号に規定する遺族に係る給付については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において現に組合員である者が施行日以後に死亡した場合において、改正前の法の規定を適用するとしたならば同法第八十八条の規定による遺族年金又は同法第九十三条の規定による遺族一時金を受ける権利を有することとなる者（改正後の法第八十八条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者を除く。）については、改正前の法第八十八条及び第九十三条の規定は、なおその効力を有する。（掛金に関する経過措置）

第五条 改正後の法第一百二十四条の二の規定は、昭和四十八年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（公庫等に転出した職員に関する経過措置）

第六条 改正後の法第一百三条第三項の規定は、昭和四十八年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（外国特殊機関職員期間等のある者に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際、現に施行法第二条第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法（大正十二年法律第四四八号）第七十三条第一項の規定に係るもの（以下この項において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正前の施行法（以下この項において「改正前の施行法」という。）第九条第五号の期間（同法第五十一条の二第四項第四号の期間を含む。）で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第一号）によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員（施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員（同法第四十一条第一項第一号に掲げる者を含む。）をいわゆる以下この項において「改正後の法律（昭和二十八年法律第一百五十五号。以下この項において「改正後の法律（昭和四十八年法律第一百五十五号」という。）附則第四十三条の二の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員（施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員（同法第四十一条第一項第一号に掲げる者を含む。）をいわゆる以下この項において同じ。）若しくは更新組合員であつた者はこれらの者の遺族のうち、昭和四十八年九月三十日において改正前の施行法第九条第五号（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に係る退職年金若しくは減額第一項において准用する場合を含む。）の規定に係る遺族年金又は同法第二十九条（同法第四十一条第一項において准用する場合を含む。）の規定に係る遺族年金（同法第五号の規定に係るものに限る。）を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第一百五十五号附則第四十三条の二及び改正後の施

行法の規定にかかわらず、恩給法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十三条の二及び改正前の施行法の規定の例によるものとする。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に関する措置等に關し必要な事項は、政令で定める。

（公務傷病による死」者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第八条 改正後の施行法第三十三条及び別表の規定は、昭和四十八年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第九条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表中第九十三条第一項及び第九十三条第二項の項を削る。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第一百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「第三十五条」を「第三十三条」に改める。

昭和四十八年三月一日印刷

昭和四十八年三月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局